

財 務 諸 表

(法 人 用)

様式第15号 貸 借 対 照 表
様式第16号 損 益 計 算 書
完成工事原価報告書
様式第17号 株主資本変動計算書
様式第17号の2 注 記 表

事業年度 $\left[\begin{array}{l} \text{自 } \bigcirc \text{年 } \bigcirc \text{月 } \bigcirc \text{日} \\ \text{至 } \bigcirc \text{年 } \bigcirc \text{月 } \bigcirc \text{日} \end{array} \right]$

- ・ 株式会社の場合は事業報告書を添付すること。
- ・ 資本金の額が一億円以上の株式会社にあつては
附属明細表を添付すること。

なお、有価証券報告書提出会社については、有
価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表
の提出に代えることができるものとする。

(会社名) (株) 甲斐建設サービス

貸 借 対 照 表

〇年 〇月 〇日現在

(会社名) (株) 甲斐建設サービス

資 産 の 部

I 流 動 資 産	※千円未満の端数切り捨て	千円
現金預金		27,003
受取手形		
完成工事未収入金		26,493
有価証券		
未成工事支出金		170,178
材料貯蔵品		
短期貸付金		1,936
前払費用		6,424
その他		23,982
貸倒引当金		
流動資産合計		256,019
II 固 定 資 産		
(1) 有形固定資産		
建物・構築物		
減価償却累計額	△	14,022
機械・運搬具		
減価償却累計額	△	11,264
工具器具・備品		
減価償却累計額	△	1,802
土 地		
リース資産		
減価償却累計額	△	
建設仮勘定		
その他		
減価償却累計額	△	
有形固定資産合計		27,089
(2) 無形固定資産		
特許権		
借地権		
のれん		

各科目の端数切り捨て前の金額を積算して、その後、千円未満を切り捨てる。

△

リース資産	-----
その他	1 6 1
無形固定資産合計	1 6 1

(3) 投資その他の資産

投資有価証券	-----
関係会社株式・関係会社出資金	-----
長期貸付金	-----
破産更生債権等	-----
長期前払費用	-----
繰延税金資産	-----
その他	1 4, 3 7 2
貸倒引当金	△ -----
投資その他の資産合計	1 4, 3 7 2
固定資産合計	4 1, 6 2 2

Ⅲ 繰 延 資 産

創立費	この科目に当てはまるもののみ記入。 それ以外は長期前払費用等に計上する。	-----
開業費		-----
株式交付費		-----
社債発行費		-----
開発費		-----
繰延資産合計		-----
資産合計	負債純資産合計と一致する。	2 9 7, 6 4 1

負 債 の 部

Ⅰ 流 動 負 債

支払手形	-----
工事未払金	2 9, 5 4 0
短期借入金	1 7 4, 5 6 2
リース債務	-----
未払金	3 6 9
未払費用	-----
未払法人税等	1 8 0
未成工事受入金	9, 9 3 3
預り金	1, 3 3 7
前受収益	-----
----- 引当金	-----
その他	9 5 1
流動負債合計	2 1 6, 8 7 4

Ⅱ 固定負債

社債

長期借入金

リース債務

繰延税金負債

..... 引当金

負ののれん

その他

固定負債合計

負債合計

税効果会計の適用により計
上された負債のうち、一年以
内に収入にならないもの。

45,206

45,206

262,080

純資産の部

Ⅰ 株主資本

(1) 資本金

(2) 新株式申込証拠金

(3) 資本剰余金

資本準備金

その他資本剰余金

資本剰余金合計

(4) 利益剰余金

利益準備金

その他利益剰余金

..... 準備金

..... 任意積立金

繰越利益剰余金

利益剰余金合計

(5) 自己株式

(6) 自己株式申込証拠金

株主資本合計

20,000

1,000

5,000

9,561

15,561

△

35,561

Ⅱ 評価・換算差額等

(1) その他有価証券評価差額金

(2) 繰延ヘッジ損益

(3) 土地再評価差額金

評価・換算差額等合計

自己資本

資産合計と一致する。

Ⅲ 新株予約権

純資産合計

負債純資産合計

35,561

297,641

貸借対照表(法人)

記載要領

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。
- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異(会計上の簿価と税務上の簿価との差額)の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載する。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目(「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は無形固定資産に属する各科目(「のれん」及び「リース資産」を除く。)に含めて記載することができる。

- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

◎誤記入及び不備な例

- ① 国土交通大臣が定めた勘定科目以外の勘定科目（様式に記載のない科目）を別に記載している。できるだけ同一性格の科目に計上することとし、該当科目がない場合には、「その他〇〇〇〇」等の科目に計上すること。記載要領6参照。
- ② 千円未満の端数が、切り捨てになっていない。
- ③ 各区分の〇〇合計の欄が、千円未満の端数を切り捨てた各区分内の科目を合計した金額になっている。
各区分の〇〇合計の欄は、各区分内の科目の千円未満の端数を切り捨てる前の金額で合計し、合計後、千円未満の端数を切り捨てた金額を記入すること。

損 益 計 算 書

自 ○年 ○月 ○日

至 ○年 ○月 ○日

「工事経歴書」の合計額及び
「直前3年の工事施工金額」の
合計と一致する。

(会社名) (株) 甲斐建設サービス

I 売 上 高

完成工事高

182,971

兼業事業売上高

10,260

「完成工事原価報告書」と
一致する。

193,231

II 売 上 原 価

完成工事原価

146,455

兼業事業売上原価

4,538

150,993

売上総利益（売上総損失）

完成工事総利益（完成工事総損失）

36,515

兼業事業総利益（兼業事業総損失）

5,721

42,237

III 販売費及び一般管理費

役員報酬

9,930

従業員給料手当

8,847

退職金

法定福利費

1,678

福利厚生費

1,655

修繕維持費

2,061

事務用品費

1,010

通信交通費

1,581

動力用水光熱費

1,258

調査研究費

広告宣伝費

1,776

貸倒引当金繰入額

貸倒損失

交際費

2,304

寄付金

地代家賃

861

減価償却費

開発費償却

租税公課

955

保険料

2,578

雑 費

8,863

営業利益（営業損失）

※千円未満の端数切り捨て。

各科目の端数切り捨て前の数
字を積み上げて、その後、千円
未満を切り捨てる。

45,363

△ 3,125

IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	6 4 2	
その他	6, 2 1 7	6, 8 5 9
V 営業外費用		
支払利息	7, 6 9 6	
貸倒引当金繰入額		
貸倒損失		
その他	2 0 0	7, 8 9 7
経常利益（経常損失）		△ 4, 1 6 3
VI 特 別 利 益		
前期損益修正益		
その他		
VII 特 別 損 失		
前期損益修正損		
その他		
税引前当期純利益（税引前当期純損失）		△ 4, 1 6 3
法人税、住民税及び事業税	5 7 6	
法人税等調整額		5 7 6
当期純利益（当期純損失）		△ 4, 7 3 9

IVとVは営業活動以外の原因
によって経常的に生ずる損益
を記載する。

税効果会計の適用によ
る法人税等調整額

利益に関連する金額を課税標準
として課される事業税

損益計算書(法人)

記載要領

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に把握することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。
なお、「兼業事業売上高」(二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計)の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益(売上総損失)」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。
- 6 「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」で金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 10 特別利益に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は特別損失に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異(会計上の簿価と税務上の簿価との差額)の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差異を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

◎誤記入及び不備な例

- ① 国土交通大臣が定めた勘定科目以外の勘定科目(様式に記載のない科目)を別に記載している。できるだけ同一性格の科目に計上することとし、該当科目がない場合には、「雑費」、「その他〇〇」等の科目に計上すること(記載要領6参照)。
- ② 千円未満の端数が、切り捨てになっていない。
- ③ 各区分の合計の欄が、千円未満の端数を切り捨てた各区分内の科目を計上した金額になっている。

各区分内の合計欄は、各区分内の科目の千円未満の端数を切り捨てる前の金額で合計し、合計後千円未満の端数を切り捨てた金額を記入すること。

- ④ 完成工事高の金額が「**工事経歴書**」の合計金額及び「**直前3年の各営業年度における工事施工金額**」の合計金額と一致していない。
- ⑤ 完成工事原価の金額が「**完成工事原価報告書**」の完成工事原価と一致していない。
- ⑥ 販売費及び一般管理費に「**役員報酬**」や「**従業員給料手当**」がある場合、その「**法定福利費**」が計上されていない。

完成工事原価報告書

自 ○年 ○月 ○日

至 ○年 ○月 ○日

(会社名) (株) 甲斐建設サービス

千円

I 材 料 費

金額がない場合は「0」を記載する。

.....28,184

II 労 務 費

(うち労務外注費

.....0)

.....142

III 外 注 費

工種・工程等の工事の完成を約する
契約で、その大部分が労務費である
ものに基づく支払額。

.....108,421

IV 経 費

(うち人件費

.....7,002)

.....9,706

完成工事原価

.....146,455

「損益計算書」の完成工事原価と一致する。

完成工事原価報告書

記載要領

- 1 記載すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載すること。
- 2 完成工事原価報告書の「経費(うち人件費)」及び「労務費」と損益計算書の「役員報酬」及び「従業員給料手当」の区分について
 - (1) 工事原価報告書
 - ① 「経費(うち人件費)」…「使用人数」表の技術関係使用人の欄に記入された者(役員は除く。)に係る人件費
 - ② 「労務費」…「使用人数」表に記載された者以外の日々雇用等の労務者に係る賃金(労務者に係る法定福利費、福利厚生費は「経費」に計上すること。)
 - (2) 損益計算書
 - ① 「従業員給料手当」…「使用人数」表の事務関係使用人の欄に記載された者(役員は除く)に係る給料手当
 - ② 「役員報酬」…役員に係る報酬

※役員に係る報酬は、原則として「役員報酬」に計上するものであるが、役員が一般の職員と同様に技術又は事務に従事している場合は、その部分についてそれぞれ「経費(うち人件費)」又は「従業員給与手当」に計上することができる。
- 3 190頁以下の勘定科目分類表参照

◎誤記入及び不備な例

- ① 「完成工事原価」の額が、「損益計算書」の「完成工事原価」の額と一致していない。
- ② 「経費」の欄の(うち人件費)の欄が記載されていない。

株主資本等変動計算書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

（会社名）

千円

	株 主 資 本										評価・換算差額等					新株予 約権	純資産合 計
	資本金	新株式申 込証拠金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘ ッジ損 益	土地再 評価差 額金	評価・換 算差額等 合計			
			資本準 備金	その他 資本剰 余金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金	利益剰余 金合計									
当期首残高	20,000					1,000	5,000	14,300	20,300		40,300					40,300	
当期変動額																	
新株の発行																	
剰余金の配当																	
当期純利益								△4,739	△4,739		△4,739					△4,739	
自己株式の処分																	
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）																	
当期変動額合計																	
当期末残高	20,000					1,000	5,000	9,561	15,561		35,561					35,561	

株主資本等変動計算書

記載要領

- 1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。ただし、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載にあたって有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。
- 5 その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額(変動事由ごとの金額)及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 6 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額(当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。)及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 7 各合計額の記載は株主資本合計を除き省略することができる。
- 8 当期首残高については、会社計算規則(平成 18 年法務省令第 13 号)第2条第3項第 59 号に規定する遡及適用又は同項第 64 号に規定する誤謬の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対応する影響額を記載する。
- 9 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。
- 10 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
 - (1) 当期純利益又は当期純損失
 - (2) 新株の発行又は自己株式の処分
 - (3) 剰余金(その他資本剰余金又はその他利益剰余金)の配当
 - (4) 自己株式の取得
 - (5) 自己株式の消却
 - (6) 企業結合(合併、会社分割、株式交換、株式移転など)による増加又は分割型の会社分割による減少
 - (7) 株主資本の計数の変動
 - ① 資本金から準備金又は剰余金への振替
 - ② 準備金から資本金又は剰余金への振替
 - ③ 剰余金から資本金又は準備金への振替
 - ④ 剰余金の内訳科目間の振替
- 11 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。
- 12 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金

の当期変動額に表示する。

- 13 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。
- (1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法。
 - (2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法。企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取り扱う。
- 14 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
- 15 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
- (1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
 - (2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法
- 16 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
- (1) 評価・換算差額等
 - ① その他有価証券評価差額金
その他有価証券の売却又は減損処理による増減
純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減
 - ② 繰延ヘッジ損益
ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減
純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減
 - (2) 新株予約権
新株予約権の発行、新株予約権の取得、新株予約権の行使、新株予約権の失効、自己新株予約権の消却、自己新株予約権の処分
- 17 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。
- (1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法
 - (2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法。
この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。
また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。
なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があった事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。
- 18 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

注 記 表
 自 ○年 ○月 ○日
 至 ○年 ○月 ○日

（会社名） （株）甲斐建設サービス

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
 - ・時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法で処理、売却原価は移動平均法で算定）
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
 - ② 販売用不動産
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 建物については定額法、その他の資産は定率法
 - ② 無形固定資産 定額法
 - (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金の計上基準

一般債権については法人税法の規定による法定繰入率、その他の債権については個々の債権の回収可能性を勘案して計上する。
 - (4) 収益及び費用の計上基準

工事収益の計上基準

工期が二年以上でかつ請負金額1億円以上の工事については工事進行基準、その他の工事については工事完成基準を適用している。
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法 税抜き方式
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項 該当なし
- 3 会計方法の変更 該当なし
- 4 表示方法の変更 該当なし
- 4－2 会計上の見積 該当なし
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤謬の訂正 該当なし
- 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ① 担保に供している資産の内容及びその金額
 - ② 担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

- ## 8 損益計算書関係

- 9 株主資本等変動計算書関係

- ## 10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

- ### 13 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況
- (2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

- 15 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

17-2 収益認識関係

- 18 その他 該当なし

注 記 表

記載要領

- 1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設 置 会 社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
4 -2 会計上の見積り	○	×	×	×
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17 -2 収益認識関係	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】○…記載要、×…記載不要

- 2 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。
- 3 記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。
- 5 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。
- 6 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従って記載する。

注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に反映しているか否かの別

注2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- (4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。なお、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、次に掲げる事項を記載する。
 - ① 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容
 - ② ①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点
 - ③ ①及び②に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの
- (5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。

ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持株会社にあつては、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該会計方針の変更の内容
- ② 当該会計方針の変更の理由
- ③ 会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第59号に規定する遡及適用(以下単に「遡及適用」という。)をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- ④ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項(当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。)

イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額

ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。

ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該表示方法の変更の内容
- ② 当該表示方法の変更の理由

注4-2 次に掲げる事項を記載する。(新設)

- (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの
- (2) 当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に掲げる項目に計上した額
- (3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該会計上の見積りの変更の内容

② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額

③ 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注6 会社計算規則第2条第3項第 64 号に規定する誤謬の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

① 当該誤謬の内容

② 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

注7

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。

(2) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等(負債の部に計上したものを除く。)の種類別に総額を記載する。

(3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

(4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役及び執行役別の金額は記載することを要しない。

(5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。

(6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を記載する。

注8

(1) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

(2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

(3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注9

(3) 事業年度中に行った剰余金の配当(事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第 124 条第1項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。)について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注11 ファイナンス・リース取引(リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件(当該リース契約により使用する物件をいう。)の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。)の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14 「関連当事者」とは、会社計算規則(平成 18 年法務省令第 13 号)第 112 条第 4 項に定める者をいい、記載にあたっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- ② 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
- ③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

「種類」の欄には、会社計算規則第 112 条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。

注15 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注17 会社計算規則第 158 条第 4 号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注 17-2 会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を記載する。ただし、会社法第 444 条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
- ② 収益を理解するための基礎となる情報
- ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

なお、①から③までに掲げる事項が注2の規定により注記すべき事項と同一であるときは、当該事項の記載を要しない。

注18 注1から注17-2 に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

事業報告書

商号 (株) 甲斐建設サービス

令和〇年〇月〇日現在

【1】事業の概況 (計算書類規則45条2, 3, 5関係)

(1) 概況

今期の完成工事は前年比8.6%の増額であったが、税引前の当期利益は7.7%の減益となった。

今後は民間投資の伸び悩みはもとより、公共事業費の縮減等によりますます厳しい環境になっていくと

思われますが、新規受注者期の開拓等に努力致す所存であります。

(2) 当期の受注高・売上高・繰越高

区分	前期繰越	当期受注	当期売上高	次期繰越
土木			125,200	
建築			216,700	
販売			87,510	
計	15,230	498,700	429,410	84,520

(区分は建設業区分にこだわらず)

(3) 業績の推移

区 分	元年度	2年度	3年度(当期)
受 注 高	310,110	366,234	430,974
売 上 高	300,889	355,211	429,410
当 期 利 益	9,327	9,945	9,219
1株当たり当期利益			
1株当たり純資産			

1株当たり当期利益＝当期利益(法人税前)／発行済株式数

1株当たり純資産＝自己資本／発行済株式数(50円額面換算)

(4) 資金調達の状況

今期なし

(5) 設備投資の状況

今期なし

【2】会社の概況 (計算書類規則45条1,3,6,7,8,9関係)

(1) 概況

技術関係従業員の高齢化が進んでいるため、新卒技術者を計画的に採用していく予定です。

(2) 株式数

発行する株式総数 120,000株

発行済み株式総数 55,000株

(3) 大株主(資本金 5/100以上)

山梨 二郎

(4) 親会社、子会社企業統合の状況

(5) 従業員の状況(令和5年3月31日現在)

技術関係37人 営業7人 事務5人 合計49人

(6) 主な営業所

本社及び東京営業所

(7) 取締役および監査役(令和5年3月31日現在)

代表取締役 山梨 二郎

取締役 山梨 太郎 建設 一郎

(8) 主な借入先、借入額及び当該借入先が有する当社株式

〇〇銀行 〇〇支店 524,691,609 円

(9) 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

なし

この事業報告書は会社法第438条の規定に基づき、当社取締役会の議決を経て、令和5年5月10日開催の定時株主総会に報告したものと同一であることを相違ありません。

本店所在地 甲府市丸の内1-6-1

商号 (株) 甲斐建設サービス

代表取締役 山梨 二郎

印

事業報告書

記載要領

- 1 株式会社の場合に、定期株主総会に提出したものと同一の「**事業報告書**」を添付すること。
- 2 「**事業報告書**」に関しては、法定の様式はない。(注)
そのため、事業報告書は会社が自由に作成できることとなるが、常識的に「**事業報告書**」といえるためには、最低限「**事業の概要(当期の受注高・売上高・繰越高・業績の推移等)**」、「**会社の概要(株式数・役員の状況・従業員の状況等)**」等が記載されているべきである。

(注)資本金1億円以上又は負債の合計金額が200億円以上の株式会社については、株主総会で報告しなければならない事項が法定されている。
- 3 記載例は、一般に市販されているものを用いた。

◎誤記入及び不備な例

- ① 株式会社であるにもかかわらず、添付されていない。
- ② 売上高等が 損益計算書と一致していない。

財 務 諸 表

(個 人 用)

様式第18号 貸 借 対 照 表
様式第19号 損 益 計 算 書

○年○月○日

(商号又は名称) 甲斐建設サービス

(個人)

様式第十八号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

(用紙A4)

貸 借 対 照 表

○年○月○日現在

(商号又は名称) 甲斐建設サービス

資 産 の 部

I 流 動 資 産

※千円未満の端数切り捨て

千円

現金預金

10,565

受取手形

完成工事未収入金

有価証券

800

未成工事支出金

材料貯蔵品

2,397

その他

貸倒引当金

△

流動資産合計

13,763

II 固 定 資 産

建物・構築物

1,317

機械・運搬具

2,854

工具器具・備品

土地

建設仮勘定

破産更生債権等

その他

固定資産合計

4,171

資産合計

17,935

負債純資産合計と一致する

負 債 の 部

I 流 動 負 債

支払手形

工事未払金

4,904

短期借入金

未払金

7,000

未成工事受入金

預り金

.....引当金

その他

680

流動負債合計

12,584

Ⅱ 固 定 負 債

長期借入金

その他

固定負債合計

負債合計

12,584

純 資 産 の 部

期首資本金

事業主借勘定

事業主貸勘定

事業主利益

純資産合計

負債純資産合計

損益計算書の「事業主利益」
と一致する

資産合計と一致する

2,550

2,893

△ 4,171

4,078

5,350

17,935

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

消費税の会計方式は税抜き方式による。

貸借対照表(個人)

記載要領

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。

期首資本金	—	前期末の資本合計
事業主借勘定	—	事業主が事業外資金から事業のために借りたもの
事業主貸勘定	—	事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの
事業主利益(事業主損失)	—	損益計算書の事業主利益(事業主損失)
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 7 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
- 8 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
- 9 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。
ただし、免税業者を除き、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

◎誤記入及び不備な例

- ① 国土交通大臣が定めた勘定科目以外の勘定科目(様式に記載のない科目)を別に記載している。できるだけ同一性格の科目に計上することとし、該当科目がない場合には、「その他」等の科目に計上すること。記載要領5参照。
- ② 千円未満の端数が、切り捨てになっていない。
- ③ 各区分の〇〇合計の欄が、千円未満の端数を切り捨てた各区分内の科目を合計した金額になっている。
各区分の〇〇合計の欄は、各区分内の科目の千円未満の端数を切り捨てる前の金額で合計し、合計後、千円未満の端数を切り捨てた金額を記入すること。
- ④ 税抜方式、税込方式の別が、注に記載されていない。
- ⑤ 「資産合計」と「負債純資産合計」が一致していない。
- ⑥ 「事業主利益」の金額が、損益計算書の該当欄と一致していない。
- ⑦ 「事業主利益」の欄がマイナスになった場合に金額の前に△が付いていない。

損益計算書

自 ○年 ○月 ○日

至 ○年 ○月 ○日

(商号又は名称) 甲斐建設サービス

千円

I 売上高

完成工事高

「工事経歴書」の合計額及び「直前三年の工事施工金額」の合計額と一致する

45,361

兼業事業売上高

45,361

II 売上原価

完成工事原価

材料費

9,631

労務費

(うち労務外注費)

外注費

25,662

経 費

4,530

各科目の端数切り捨て前の数字を積み上げて、その後千円未満を切り捨てる

39,824

兼業事業売上原価

完成工事総利益（完成工事総損失）

5,537

兼業事業総利益（兼業事業総損失）

5,537

III 販売費及び一般管理費

従業員給料手当

780

退職金

法定福利費

福利厚生費

維持修繕費

事務用品費

通信交通費

220

動力用水光熱費

80

広告宣伝費

14

交際費

302

寄付金

地代家賃

減価償却費

89

租税公課

143

保険料

109

雑 費

75

※千円未満の端数切り捨て

1,814

営業利益（営業損失）		<u>3, 7 2 3</u>
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	-----	
その他	<u>4 4 6</u>	<u>4 4 6</u>
V 営業外費用		
支払利息	-----	
その他	<u>9 1</u>	<u>9 1</u>
事業主利益（事業主損失）		<u>4, 0 7 8</u>
貸借対照表の「事業主利益」と一致する		

損益計算書(個人)

記載要領

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 「事業主利益(事業主損失)」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 建設業以外の事業(以下「兼業事業」という。)を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
- 6 「雑費」に属する費用で、販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。

◎誤記入及び不備な例

- ① 国土交通大臣が定めた勘定科目以外の勘定科目(様式に記載のない科目)を別に記載している。できるだけ同一性格の科目に計上することとし、該当科目がない場合には、「雑費」、「その他」等の科目に計上すること。(記載要領6参照)。
- ② 千円未満の端数が、切り捨てになっていない。
- ③ 各区分の合計の欄が、千円未満の端数を切り捨てた各区分内の科目を計上した金額になっている。各区分内の合計欄は、各区分内の科目の千円未満の端数を切り捨てる前の金額で合計し、合計後千円未満の端数を切り捨てた金額を記入すること。
- ④ 完成工事高の金額が「工事経歴書」の合計金額及び「直前3年の各営業年度における工事施工金額」の合計金額と一致していない。
- ⑤ 「事業主利益(事業主損失)」の金額が、「貸借対照表」の該当欄と一致していない。
- ⑥ 収益計上基準として工事進行基準を採用している場合で、工事進行基準を適用して計上した完成工事高があるのに、その旨が注に記載されていない。